

令和 8 年度 最高裁判決を踏まえた生活保護費追加給付業務に係る企画提案公募要領

1 業務の目的

平成 25 年生活扶助基準の改定に関し、令和 7 年 6 月の最高裁判決においてデフレ調整に係る厚生労働大臣の判断過程に過誤があったと示された。これを受け、国は令和 7 年 8 月に新たな生活保護水準を設定し、既給付額との差額を追加給付することを決定した。本業務は、沖縄県が管轄する町村部を対象として、迅速かつ正確な追加給付を実施するため、対象世帯の抽出・算定、申請受付、審査、窓口・電話対応、および進捗管理等の一連の業務を包括的に委託するものである。

2 業務概要

- (1)委託業務名 令和 8 年度最高裁判決を踏まえた生活保護費追加給付業務
- (2)業務の期間 契約締結の日から令和9年3月 31 日まで
- (3)業務の内容 別紙 企画提案仕様書による

3 見積上限額

43,247,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

※ただし、この金額は企画提案の募集にあたり設定したものであり、受託候補者の決定後、当該受託候補者の企画提案内容を仕様書に反映させうえて、あらためて見積書を徴取することになるため、実際の契約金額と異なる場合があることに留意すること。

4 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす法人又は複数の法人からなるコンソーシアムとする。

- (1)地方自治法施行令(昭和 22 年政令 16 号)第 167 条の4第 1 項の規定に該当しない者であること。

- (2)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (3)自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (4) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする類似業務の受託実績を過去2箇年(令和6年度～令和7年度)の間に2件以上有し、これらの契約を全て誠実に履行した者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある法人ではないこと。
- (6) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。
- (8) 社会保険(労働保険、健康保険及び厚生年金保険)に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (9) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (10) 労働関係法令を遵守していること。
- (11) 沖縄県内に本店、支店、事務所を有する法人であり、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者であること。コンソーシアムの場合は、構成員のうちいずれか1者以上がこの要件を満たすこと。
- (12) コンソーシアムの場合は、コンソーシアムの構成員が他コンソーシアムの構成員として重複参加しないこと。

5 スケジュール

- (1) 企画提案募集開始 令和8年7月22日(水)
- (2) 質問受付締切 令和8年7月29日(水)
※様式6により電子メールにて受付(電話は不可)
- (3) 質問回答 令和8年7月31日(金)
※公募情報のWebサイトに掲載する。
- (4) 企画提案書提出締切 令和8年8月5日(水) 16時必着
- (5) 提案審査(プレゼンテーション) 令和8年8月13日(木)(予定)
- (6) 審査結果通知 令和8年8月17日(月)(予定)
- (7) 契約締結 令和8年8月下旬(予定)

6 企画提案書等の提出

企画提案に当たっては、以下の書類を作成し、提出期限までに持参又は郵送にて提出すること。郵送の場合は、到着確認が可能な手段とし、提出期限内の必着とすること。

書類	様式	備考	部数
①企画提案応募申請書	様式1		正本1部 副本7部
②企画提案書	任意	・別掲「企画提案仕様書」4の業務内容に関する具体的な提案内容を簡潔明瞭に記	正本1部 副本7部

		入すること ・表紙と目次を除いて20頁以内とすること ・用紙規格は A4 版縦長とすること ・モノクロ、カラーは問わない	
③業務スケジュール	任意		正本1部 副本7部
④業務実施体制	任意	・各担当者の役割、資格、業務経験等がわかるように記載すること	//
⑤経費見積書		・費用内訳がわかるよう記載すること	//
⑥会社概要	様式2		//
⑦業務実績調書	様式3		//
⑧業務責任者の経歴及び実績等調書	様式4		//
⑨誓約書	様式5		//

※コンソーシアムの場合は、⑥～⑨までの書類を全構成員分提出すること。また上記に加えて共同企業体契約書または協定書(正本1部・副本7部)を提出すること。

7 企画提案審査

- (1)企画提案選定委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について審査を行い、優先交渉順位を決定する。
- (2)プレゼンテーション審査は、令和8年8月13日(木)を予定。詳細は後日通知する。
- (3)審査においては、以下の評価基準により総合的な評価を行う。
 - ア 事業の趣旨・目的に沿った提案であるか。
 - イ 提案内容について、実施体制、実施方法、その他必要な項目に係る提案が具体的か。
 - ウ 本業務を遂行できる能力・体制を有しているか。
 - エ 本業務の遂行に資する実績があるか。
 - オ 合理的なスケジュールが提案されているか。
 - カ 見積上限額の範囲内で、妥当な積算内容となっているか。

8 契約について

- (1) 県は審査の結果、最高順位の者を委託候補者として契約締結に向けた協議を行う。ただし、当該協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて同様に協議を行うものとする。
- (2) 事業実施にあたっては、県と企画提案書の内容について協議・調整することとし、提案内容全ての実施を保証するものではない。

9 その他

- (1) 本業務の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (2) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任はすべて応募者が負うものとする。
- (3) 企画提案書等は、応募者1者につき1提案のみ受付けるものとし、提出後の書き換え、差替え及び撤回は認めない。
- (4) 提出期限を過ぎた場合、虚偽の記載があった場合又は予算額を超えた企画提案書等は無効とする。
- (5) 応募資格要件を満たさない者又は委託事業者を選定するまでの間に応募要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書等は無効とする。
- (6) 当該提案に関する経費(参加申込書及び企画提案書等の作成や提出、プレゼンテーションへの出席に要する経費等)は応募者の負担とする。
- (7) 提出された書類(企画提案書等)は返却しない。なお、提出された書類は本件企画提案における選定作業以外には使用しない。
- (8) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (9) 採否に関する異議申し立て等は受け付けない。
- (10) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号(※)のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

※沖縄県財務規則

(契約保証金)

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額(長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額)の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約(公益を目的としたものに限る。)を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。

- (9)不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10)県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11)資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12)美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (13)令第167条の第2第1項第5号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

10 お問い合わせ先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁3階

沖縄県生活福祉部保護・援護課 保護・自立支援班 担当：仲村、又吉

tel:098-866-2428 fax:098-866-2758

Email:aa031704@pref.okinawa.lg.jp